

# マザーリーフ事業(不妊治療費助成事業)について

新冠町では、不妊治療を受けている方の経済的負担の軽減を目的に、平成25年7月1日より、マザーリーフ事業(不妊治療費助成事業)が始まりました。  
助成は、平成25年4月1日以降の治療について適用します。

## 1. 助成対象者

不妊治療を受けた、次のすべての要件を満たす方です。

- ①法律上の婚姻をしていること。
- ②夫婦ともに新冠町に居住し、どちらかが日本国籍を有していること。
- ③夫婦ともに町税等を滞納していないこと。
- ④北海道、札幌市、旭川市及び函館市の、知事又は市長が指定する医療機関において不妊治療を受けた者であること。

## 2. 助成内容

助成対象	助成額
①特定不妊治療(体外受精・顕微授精)	1回当たり15万円まで。通算150万円を限度とする。
②人工授精	1回当たり5万円を限度。期間・回数制限は無し。

## 3. 申請方法

原則として、不妊治療を行った日の属する年度内に申請してください。

## 4. 手続きに必要な書類

- ①医療機関発行の不妊治療に要した費用に係る領収書(写しでも可)
  - ②北海道から発行されている交付決定通知書
  - ③新冠町不妊治療費助成金交付申請書(窓口にあります)
  - ④印鑑、通帳(振込先の口座番号が確認できるもの)
  - ⑤不妊治療医療機関受診等証明書(窓口にあります)
- ※北海道の「特定不妊治療費用助成事業」の対象とならない場合は、⑤が必要になります。

## 《申請・問い合わせ》

新冠町役場 保健福祉課保健福祉グループ健康推進係 電話：0146・47・2113(直通)

### たくさんの芽を出す母なる葉っぱマザーリーフ

正式名称はセイロンベンケイソウ。ミラクルリーフ、子宝草、幸福の葉っぱとも呼ばれます。花言葉には平穏無事、信じて願うという意味があります。



# 風しん予防接種費用を助成します！

平成25年に入り、関東地方を中心に、風しんの罹患報告数が急増しています。免疫のない女性が、妊娠初期に風しんに罹ると、胎児に、心奇形や白内障、難聴などの障がいが出る「先天性風しん症候群」になる可能性があります。そのため、将来、妊娠を希望される女性の方はおちろんのこと、男性も予防接種を受けることが必要です。

## 1. 助成対象者

- ①新冠町に住居登録のある方
- ②接種日時点で20歳以上45歳以下の女性  
※現在、妊娠中の方はワクチンを接種することはできません。  
※20歳未満または45歳以上の方で婚姻しており、妊娠を予定または希望している方については、要相談となります。
- ③妊娠している女性の夫



## 2. 助成額

- ①麻しん・風しん混合ワクチン 4,000円
  - ②風しん単独ワクチン 2,000円
- ※風しん単独ワクチンは供給が少ないため、原則麻しん風しん混合ワクチンでの接種となります。

## 3. 持ち物

- ・接種する方の住所、氏名、生年月日がわかるもの。(保険証など)
- ・男性の方は、上記に加え、胎児の母子健康手帳

## 4. 接種医療機関

①下記の医療機関では、町の助成額を差し引いた金額が請求されます。

接種可能医療機関	麻しん・風しん	風しん単独	電話番号
河野産婦人科医院	○	○	0146・43・2181
山田クリニック	○	○	0146・43・0008
駒木クリニック	○	×	0146・45・0123

②下記の医療機関で接種される場合は、接種後に申請が必要です。

接種可能医療機関	麻しん・風しん	風しん単独	電話番号
静仁会静内病院	○	○	0146・42・0701

接種が終了後、下記の必要書類等を持参の上、保健福祉課保健福祉グループ健康推進係へ助成申請を行ってください。助成対象であることを確認の上、指定口座に振り込みます。  
手続きに必要な書類：領収書・接種済証・印鑑・通帳(振込先口座が確認できるもの)

## 《申請・問い合わせ》

新冠町役場 保健福祉課保健福祉グループ健康推進係 電話：0146・47・2113(直通)